

ID: 9

担当部署: 住民課

処分の概要	印鑑登録証の再交付		
例規名 根拠条項	高根沢町印鑑条例 第8条		
例規番号	昭和52年条例第11号		
【基準】 第8条の規定による。 (印鑑登録証の再交付) 第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚染又はき損したとき(当該印鑑登録証に係る登録番号が判読できないときを除く。)は、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えて町長に再交付を申請することができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日